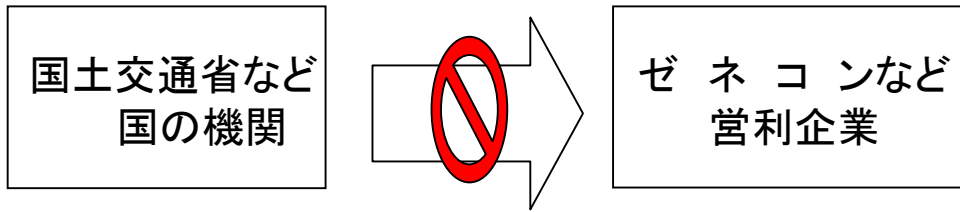


道路公団等天下り規制法案(通称)の概要

(特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案)

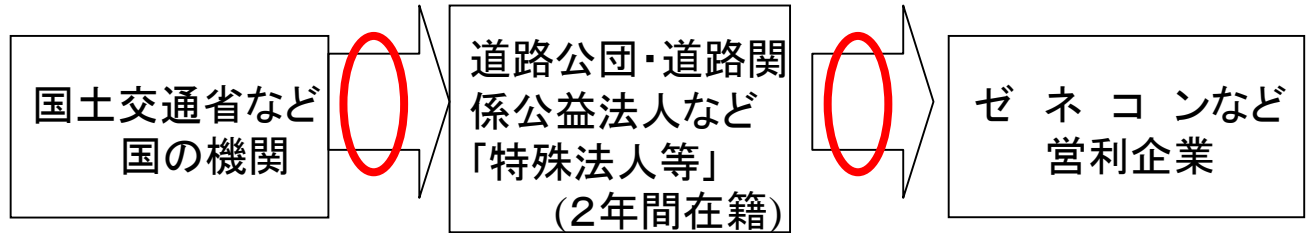
現行



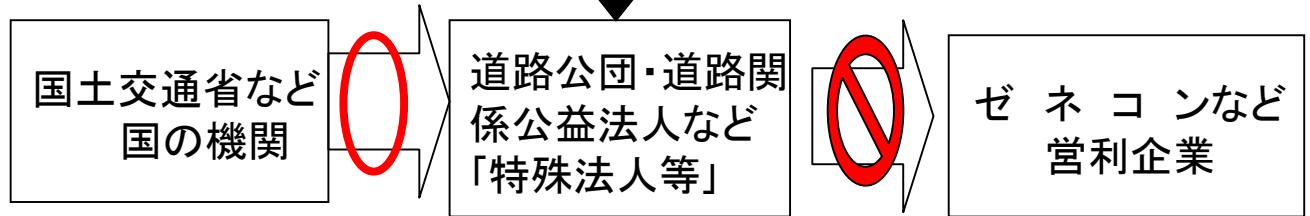
国家公務員法第103条第2項

「職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」

現行



新法



(← 離職前5年間在籍 →)

本法案での規制対象

道路公団等天下り規制法案

「特殊法人等の役員及び職員は、離職後2年間は、物品の製造又は販売、工事の請負、役務の請負、金銭、物品又は不動産の貸付けその他政令で定める取引を業として行う営利を目的とする私企業の地位で、その離職前5年間に在職していた特殊法人等又は政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。」

(注1)「特殊法人等」とは、特殊法人、(非公務員型)独立行政法人のうち、政府出資比率が2分の1以上のもの、また、2分の1未満の出資であってもみなし公務員規定があるものをいう。

(注2)特殊法人等に係る主務大臣の承認を得た場合は規制を適用しないが、その場合、あらかじめ、人事院の意見を聴かなければならないこととする。